

堺市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立初芝体育館、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場

第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

第5 施設の概要

＜所管部局＞

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

＜指定管理者＞

団体名 初芝スポーツチャレンジパートナーズ

代表団体 美津濃株式会社

構成団体 公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団

構成団体 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

＜指定の期間及び指定管理に係る経費＞

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和5年度の委託料 5,289万1,081円

＜施設名及びその主な内容＞

○名 称 堺市立初芝体育館

所 在 地 東区野尻町

設置年月 昭和61年10月

設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、
健康及び体力の増進に資することを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

敷地面積 28,800 m²、延床面積 4,724 m²

- 施設内容 第1体育室、第2体育室、第3体育室、研修室、トレーニング室、弓道場等
- 名 称 堺市初芝野球場
 所在地 東区野尻町
 設置年月 昭和61年10月
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 5,300 m²、1面（両翼69m・中堅69m）
 施設内容 器具庫、倉庫、トイレ等
- 名 称 堺市初芝テニスコート
 所在地 東区野尻町
 設置年月 昭和61年4月
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 4,200 m²、6面（砂入人工芝）
 施設内容 管理棟、事務室、更衣室等
- 名 称 堺市立初芝体育館駐車場
 所在地 東区野尻町
 設置年月 平成13年4月
 施設規模 2,300 m²、98台収容
 施設内容 管理事務所等
- 名 称 堺市白鷺公園野球場
 所在地 東区白鷺町
 設置年 昭和59年
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 8,730 m²、1面（軟式野球・ソフトボール）
- 名 称 堺市白鷺公園運動広場
 所在地 東区白鷺町
 設置年 昭和59年
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 20,000 m²（ソフトボール・サッカーなど）

第6 事業状況

＜利用状況＞ 令和5年度

		利用率（％）	利用者数（人）
堺市立初芝体育館			
第1体育室	専用	92.0	59,659
	共用	—	944
第2体育室	専用	83.8	42,505
	共用	—	1,075
第3体育室	専用	42.5	17,267
	共用	—	426
研修室	専用	20.1	4,309
トレーニング室	専用	100.0	382
	共用	—	14,703
弓道場	専用	92.6	4,132
	共用	—	6,649
堺市初芝テニスコート	専用	69.4	37,535
	共用	—	569
堺市初芝野球場	専用	33.8	6,223
堺市白鷺公園野球場	専用	44.2	13,151
堺市白鷺公園運動広場	専用	74.5	24,035
合計		—	233,564

＜収支状況＞ 令和5年度

（単位：円）

	金 額
収 入	100,292,562
指定管理料	52,795,386
利用料金	47,397,775
その他 ※	99,401
支 出	100,931,244
人件費	45,303,122
光熱水費	19,071,954
委託費	15,112,505
その他	21,443,663
収支差額	△638,682

※キャッシュレス決済に要する費用分（指定管理料）を含む。

（指定管理者提出資料から抜粋し一部加工）

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

ア 指定管理業務の収支状況において、予算額では公租公課に計上していた消費税等を、決算額では誤って人件費の各費目に計上していた。

イ 自主事業の収支状況において、令和5年度の当初予算額を記載すべきところ、令和4年度の当初予算額を記載していた。

また、市はそれに対する指導を行っていなかった。

ウ 自主事業の収支状況において、委託費の決算額を誤って記載していた。
なお、令和4年度事業報告書においても委託費、令和3年度事業報告書においてはその他共通費の決算額を誤って記載していた。

- (2) 基本協定書において、指定管理者は、定期報告書及び事業報告書に利用

料金収入に関する報告として、利用者数、料金区分、減免等の状況を記載することとされており、利用のキャンセル等による利用料金の還付の件数及び金額も記載する様式で報告を行っていた。

しかし、この報告において、還付の件数及び金額を誤って記載しているものがあった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

[予算額と決算額の乖離に対する確認及び妥当性の評価について（意見）]

自主事業には、指定管理者の任意で実施する自主事業①と、市が施設の設置目的や特性等から必要と認め、指定管理者に企画提案を求めている自主事業②がある。

指定管理者が計上した自主事業②の予算額において、少なくとも令和元年度以降、以下の状況が毎年度継続して発生していた。

(ア) 構成団体の堺市教育スポーツ振興事業団が実施する教室事業に係る費用の一部を計上していなかった。

(イ) 本社経費について、決算額では売上の約 10%を計上していたが、予算額では 1%で計上していた。

これらの予算計上の誤り及び前記 3(1)イとウで指摘した誤りの影響もあり、自主事業②全体の令和元年度以降の収支について、黒字の予算額とは反対に、決算額では約 300 万円～550 万円の赤字が続いている状態で報告されていた。

指定管理者が予算を策定する際は、事業に必要な費用を可能な限り正確に計上しておくことが求められる。また、市も、指定管理者から提出された収支報告において、予算額と決算額に差が生じている場合はその理由の妥当性を評価することが求められる。

本件は、予算額と決算額に差額が生じても、直接的に指定管理料に影響を与えるものではないものの、少なくとも前期の指定管理期間内である令和元年度から 5 年間にわたって誤っており、その額も少額とは言い難いものであった。

指定管理者及び市は、事業報告書の作成及び受領に際して、予算額と決算額に大幅な乖離が生じていないかなどをそれぞれの立場で確認し、乖離が生じている場合は原因を共有し、その妥当性を検証・評価するよう、適切に対処されたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。